

作成年月日	平成 29 年 12 月 4 日
作成部局	県土整備部住宅政策課

「ひょうごあんしん既存住宅表示制度」の運用開始及び 同制度に関する検査法人の募集

ひょうご住まいづくり協議会（会長：奥原崇兵庫県住宅建築局長）では、既存住宅の性能や品質などに対する消費者の不安を払拭し、安心して既存住宅を選択することができる環境の整備により既存住宅の売買等を促進するため、建築士等が行う既存住宅状況調査の普及に取り組んでいます。

このたび、下記のとおり 12 月 4 日（月）から「ひょうごあんしん既存住宅表示制度」の運用を開始するとともに、同制度に関する「ひょうごインスペクション」を行う検査法人の募集を開始します。

記

1 ひょうごあんしん既存住宅制度

(1) 標章表示ができる既存住宅

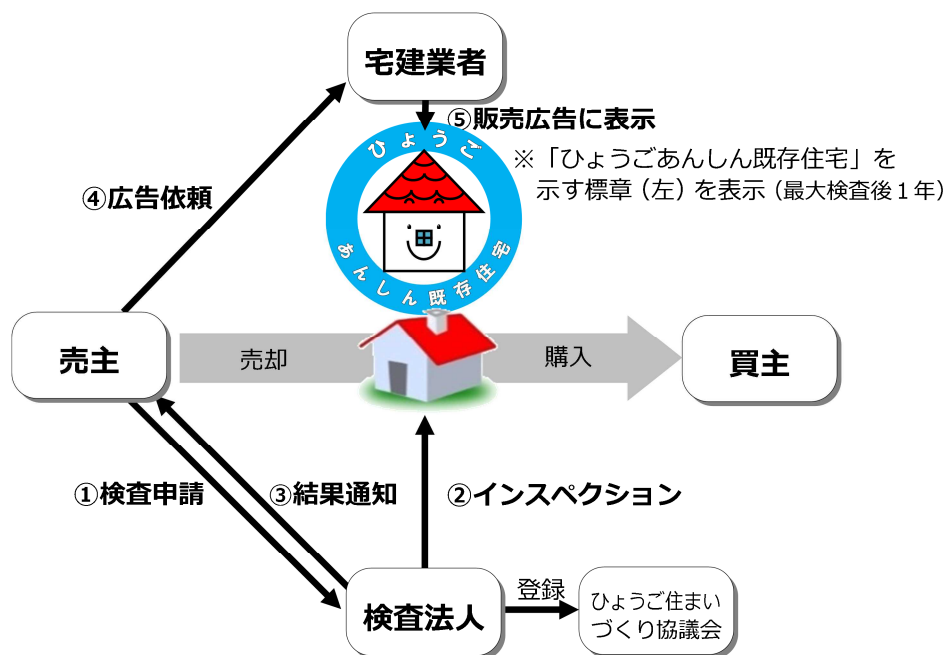
ひょうご住まいづくり協議会が登録した検査法人が行なう検査により、ひょうごインスペクションの基準に適合した既存住宅

(2) 表示申請者

兵庫県内の一戸建て既存住宅所有者で売却をしようとする者

(3) 表示申請先

ひょうご住まいづくり協議会長が登録した検査法人



ひょうごあんしん既存住宅表示制度のスキーム

2 ひょうごインスペクションの基準

- ア 主要な構造部材の耐久性 構造耐力上主要な部分に著しい劣化がないこと。
イ 屋根・外壁等の防水性能 雨漏り又は水漏れ等が生じていないこと。
ウ 給排水管の基本性能 給排水の滞留及び水漏れが生じていないこと。
エ シロアリ被害 シロアリの被害がないこと。
オ 耐震性能 耐震性を有すること。

※ 既存住宅状況調査方法基準（H29 国交省告示第 82 号）に規定する項目のうち、通常のインスペクションで行われるア、イに、通常オプションとされるウ、エも必須とし、さらに、オ 耐震性も確認することとした県独自基準

※ ひょうごインスペクションを実施する検査法人は、別途「インスペクション普及支援事業」による補助を受けることができます。

3 表示内容

以下のマークと内容を、売買する既存住宅の販売広告等に表示できます。



この住宅は、ひょうごインスペクションにより、以下の基準に適合しています。

- ① 構造耐力上主要な部分に著しい劣化がないこと。
- ② 屋根、外壁等に雨漏り又は水漏れ等がないこと。
- ③ 給排水の滞留及び水漏れ等がないこと。
- ④ しろありによる被害がないこと。
- ⑤ 現行の建築基準法の耐震基準による耐震性能を有すること。

ひょうご住まいづくり協議会

4 登録検査法人の募集

(1) 登録検査法人の要件

- ・既存住宅状況調査技術者を配置し既存住宅状況調査を行う検査法人であること
- ・既存住宅インスペクション・ガイドライン（平成 25 年国土交通省）に対応していること
- ・既存住宅状況調査方法基準（平成 29 年国土交通省告示第 82 号）に対応していること
- ・住宅瑕疵担保責任保険法人に登録していること

(2) 募集期間

ひょうご住まいづくり協議会事務局（住宅政策課）において随時受付。

(3) 応募方法

必要書類一式を持参、又は以下の問い合わせ先まで郵送。

(4) 登録の公表

審査の結果、登録された検査法人について、県のホームページ等で名称、連絡先を公表します。

<問い合わせ先>

兵庫県県土整備部住宅建築局住宅政策課住宅政策班（企画調整担当）

TEL：078-341-7711（内線 4638）

（参考）ひょうご住まいづくり協議会：県内市町や関係団体等 59 者が、平成 29 年 5 月に設立
構成員：行政・公社 47、住宅・不動産関係団体 10、消費者団体 2